明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月十八日付第五七号四八ページ●同日付第五一号二四ページ●同日付第五八号六四ページ●同日付政府調達ページ●同日付第五四号一二ページ
付（第一八七回）参会索引一二ページ

1．墓地使用者の区画番号、本籍及び氏名
204区02側27番　神奈川県川崎市多摩区菅6丁目14番　片桐幹雄
205区01側02番　神奈川県川崎市川崎区追分町13番　阿部幸志
207区02側10番　（国籍韓国）安田富子
207区05側04番　神奈川県横須賀市坂本町5丁目31番地　菅谷政敏
208区01側09番　神奈川県川崎市中原区中丸子669番地1　小沼克徳
300区08側62番　東京都品川区荏原3丁目1番　黒沢直行
300区10側32番　神奈川県川崎市川崎区渡田向町14番　新井久夫
401区06側02番　神奈川県川崎市川崎区桜本2丁目9番地　木内勝
402区14側12番　岩手県花巻市大迫町大迫第3地割52番地　高橋秀雄
402区17側26番　神奈川県川崎市川崎区大島2丁目3番地　勝春光
503区02側12番　神奈川県愛甲郡愛川町中津1844番地1　中村康之
503区04側23番　神奈川県川崎市中原区下小田中1丁目27番地　石渡千代子
1．改葬を行おうとする者　神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地　川崎市長　福田紀彦

会社その他の公告

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一二〇〇万円減少し二〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年四月二十日であり、株主総会の決議は、平成二十七年二月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年三月十八日

埼玉県さいたま市緑区東浦和二丁目八番一号
ＩＲ＆Ｔｉｅａ有限会社
取締役　坂本　通

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千二百五十万円減少し三百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十七年三月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年三月十八日

東京都調布市西つつじヶ丘三丁目二六番地七
有限会社ＭＡ商事
代表取締役　富沢　明子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は会社設立後決算期未到来のため、確定した事業年度はありません。

平成二十七年三月十八日

東京都文京区大塚二丁目一番一三号伊藤ビル一Ｆ
株式会社ビューティズム
代表取締役　伊藤　雅郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年四月二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十七年三月十八日

埼玉県さいたま市見沼区宮ヶ谷塔四丁目七二番地
アンテナ技研株式会社
代表取締役　武田　重喜

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年四月二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十七年三月十八日

東京都港区北青山三丁目六番七号
株式会社プレミアムバリューバンク
代表取締役　北野　孝

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である李祖維が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年三月十八日

東京都中央区日本橋兜町五番一号ＭＥＴＬＩＦＥ兜町ビル三階
Kent Displays, Inc.
日本における代表者　李　祖維

限定承認公告

本籍北海道旭川市三条通六丁目左四号、最後の住所北海道旭川市春光六条五丁目一一番三号
被相続人　亡　小野　和一
右被相続人は平成二十六年十一月十四日死亡し、その相続人は平成二十七年二月十六日旭川家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十八日

北海道旭川市九条通一七丁目二四番地の三〇二
相続財産管理人　小野　義光

限定承認公告

本籍北海道余市郡余市町栄町五八〇番地、最後の住所北海道余市郡余市町美園町一九九番地四一
被相続人　亡　藤川　鐵次
右被相続人は平成二十六年十一月十二日死亡し、その相続人は平成二十七年三月十日札幌家庭裁判所小樽支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十八日

北海道江別市東野幌一九番地の七　ファミリー2―二〇二号
相続財産管理人　栗林めぐみ

限定承認公告

本籍静岡市清水区中河内二五二三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　森田　隆
右被相続人は平成二十六年十月十八日死亡し、その相続人は平成二十七年三月二日静岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十八日

静岡市清水区中河内二五二三番地
相続財産管理人　森田　英代

限定承認公告

本籍滋賀県甲賀市土山町前野五五七番地、最後の住所大阪府大東市泉町二丁目三番三号
被相続人　亡　安井　逸次
右被相続人は平成二十四年八月二十二日死亡し、その相続人は平成二十七年三月十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十八日

愛知県名古屋市北区平安二丁目一番一〇号
第五水光ビル三階弁護士法人名古屋北法律事務所
相続財産管理人安井敬之
代理人弁護士　鈴木　哲郎

限定承認公告

本籍滋賀県甲賀市土山町前野五五七番地、最後の住所大阪府大東市泉町二丁目三番三号
被相続人　亡　安井　敏江
右被相続人は平成二十六年九月二十八日死亡し、その相続人は平成二十七年三月十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十八日

愛知県名古屋市北区平安二丁目一番一〇号
第五水光ビル三階弁護士法人名古屋北法律事務所
相続財産管理人安井敬之
代理人弁護士　鈴木　哲郎

限定承認公告

本籍兵庫県姫路市東今宿一丁目五番、最後の住所兵庫県姫路市東今宿一丁目五番一一―五〇五号
被相続人　亡　中塚　清惠
右被相続人は平成二十六年十一月二十八日死亡し、その相続人は平成二十七年三月九日神戸家庭裁判所姫路支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十八日

兵庫県姫路市東今宿一丁目五番一一―五〇五号
相続財産管理人　中塚　一成

お知らせ

第百八十七回国会会議録は、本日発行の参議院会議録索引をもって、次のとおり終了いたしました。

平成二十七年三月十八日

独立行政法人国立印刷局

衆議院会議録
第一号から第十六号まで
索　引
参議院会議録
第一号から第十号まで
追　録
索　引

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）